

区立学校におけるいじめの重大事態の調査結果について

○ 品川区立学校におけるいじめの重大事態の調査結果（令和5年度）

| 事案<br>番号 | いじめ重大事態<br>の認定時期 | いじめの<br>態様の分類<br>(下欄参照) | 重大事態<br>の分類 | 学校種        | 品川区いじめ対策<br>委員会の対応状況<br>諮問日<br>答申日 | 公表希望      |
|----------|------------------|-------------------------|-------------|------------|------------------------------------|-----------|
| 9        | 令和6年1月           | ①②                      | 2号          | 中学校        | 調査終了<br>令和6年2月22日<br>令和7年1月24日     | 希望<br>(※) |
| 11       | 令和6年2月           | ①                       | 1号<br>2号    | 義務教育<br>学校 | 調査終了<br>令和6年3月27日<br>令和7年3月7日      | 希望<br>(※) |
| 12       | 令和6年2月           | ①⑤                      | 1号          | 小学校        | 調査終了<br>令和6年3月27日<br>令和6年11月29日    | 希望なし      |

※調査結果の公表

事案番号9および事案番号11については、保護者の意向等により、品川区立学校におけるいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定するいじめ重大事態に関する調査報告書（公表版）を、「品川区教育委員会におけるいじめ重大事態の調査結果の公表に関するガイドライン」に基づき、公表いたします。

公表期間：令和7年5月1日から令和7年10月31日

公表場所：品川区ホームページ

**いじめの態様**（「いじめの防止等のための基本的な方針」平成 25 年 10 月 11 日文科科学大臣決定より）

- ① 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（参考）

**いじめ防止対策推進法**

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

**品川区いじめ防止対策推進条例**

第 20 条 教育委員会は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処するため、速やかに、対策委員会に当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行わせるものとする。

- （1）いじめにより当該区立学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - （2）いじめにより当該区立学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 対策委員会は、前項の規定による調査を行った場合は、その結果を教育委員会に報告するものとする。
- 3 教育委員会は、第 1 項の規定による調査を行った場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童等およびその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係その他の必要な情報を適切に提供するものとする。